

(1) 當選者辞退、場合、順次次者、以テ當選者トシテ事  
 (2) 此定員ヲ選舉スルハ組合員ノ權利ナリ、但シ組合ニ依リ此内姓名  
 控書スルトモ夫レノ選舉人ノ自由ナリ、

委任狀

拙者儀、………ヲ以テ部理代人ト相定メ左

ノ權限ノ事ヲ委任ス

一日本海員組合第四回定期總會ニ出席シ議決權執

行ニ關スル一切之件ナリ

右委任狀仍而如件

大正十一年 月 日

丸部 (印)

兵發勞秘第一三七〇號

大正十三年九月三十日

兵庫縣知事平塚廣義

内務大臣 若槻禮次郎 殿  
 逓信大臣 大養 毅 殿  
 社会局長官 池田 宏 殿  
 警視廳 北海道 大阪 神奈川  
 愛知 廣嶋 山口 福岡 長崎  
 各廳府縣長官 殿

第 103 号  
 第 48 号

船舶無線電信設置強制法制定  
 請願ニ關スル件